



## お知らせ

# 洪水時に避難を呼びかけるタイミングが変わりました

## ～斐伊川、江の川、高津川の国管理区間における

## 氾濫危険水位、避難判断水位を見直しました～

洪水時における避難勧告等の発令判断の目安について、これまでは河川の水位のみを基準としていましたが、洪水が堤防を越える「越水」と堤防の「浸透・侵食」に分けて設定することになりました。また、災害対策基本法の改正により、避難行動として屋内での待避等の安全確保措置の位置づけがなされ、従来に比べ確保すべき避難時間が短縮されました。

「浸透・侵食」に関しては、監視を強化し、危険がある場合には水位が低くても避難勧告等が発令されます。

一方、「越水」に関しては、避難準備及び避難完了に要する時間（リードタイム）を考慮して、避難勧告等の発令や避難準備情報を発表する目安となる水位の見直しを行いました。

こうした見直しに合わせ、避難勧告等の発令判断の目安となる水位の基準を「※<sup>1</sup>避難判断水位」から「※<sup>2</sup>氾濫危険水位」に変更しています。

避難勧告が発令されたら、速やかに避難する必要がありますので、自治体から出される防災情報に注意してください。

なお、市町村長への情報提供は4月1日より行っていますが、今回、梅雨期を迎えたことを受けてお知らせするものです。

### 問い合わせ先

#### ○斐伊川

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

TEL 0853-21-1850（代表）

副 所 長 西 博之（にし ひろゆき）

防災情報課長 三原 正悟（みはら しょうご）

#### ○江の川、高津川

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

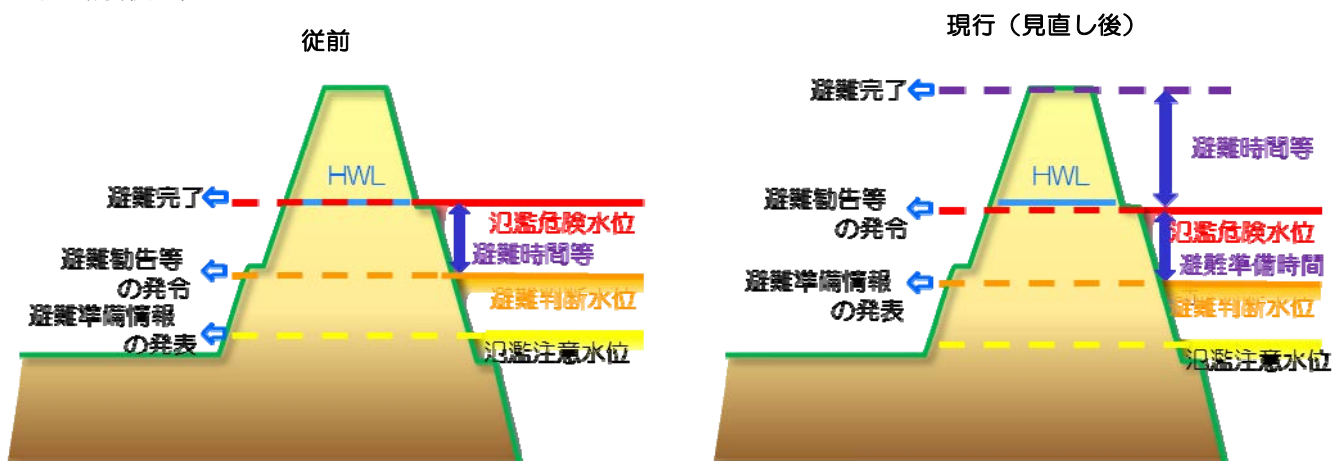
TEL 0855-22-2480（代表）

副 所 長 野元 俊秀（のもと としひで）

建設専門官 細田 佳男（ほそだ よしお）

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）：内閣府」（平成26年4月）の改訂を受け、市町村長による適切かつ円滑な避難勧告発令等に資するため、島根県内の一級河川（国管理区間）について、避難勧告等の発令判断の目安を「※<sup>1</sup> 避難判断水位」から「※<sup>2</sup> 氾濫危険水位」に変更しました。

○洪水時の情報提供



○洪水時の情報提供（住民に求められる行動）

| レベル       | 水位     | 洪水予報で発表される情報   | 市町村の対応         | 住民に求められる行動         |
|-----------|--------|--|----------------|--------------------|
| 5         | 氾濫の発生  | 〇〇川 氾濫発生情報<br>・氾濫が発生したとき<br>・氾濫が継続しているとき   | 逃げ遅れた住民の救助等    | 住民の避難完了            |
| 4<br>（危険） | 堤防天端到達 |  |                |                    |
| 3<br>（警戒） | 氾濫危険水位 | 〇〇川 氾濫危険情報<br>・氾濫危険水位に到達したとき<br>・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき  | 避難勧告等の発令判断の目安  | 通常の避難行動ができる方は避難を開始 |
| 2<br>（注意） | 避難判断水位 | 〇〇川 氾濫警戒情報<br>・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき<br>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき  | 避難準備情報の発表判断の目安 | 避難行動に時間を要する方は避難を開始 |
| 1         | 氾濫注意水位 | 〇〇川 氾濫注意情報<br>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき<br>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき<br>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき |                |                    |

## 島根県内一級河川(国管理区間)基準水位見直し一覧表

## ○斐伊川水系

| 河川名 | 観測所名   | 基準水位の種類 | 従前  | 現行(見直し後) |
|-----|--------|---------|-----|----------|
| 斐伊川 | 木次     | 氾濫危険水位  | 5.0 | 4.8      |
|     |        | 避難判断水位  | 4.2 | 4.2      |
|     | 新伊萱    | 氾濫危険水位  | 5.2 | 5.0      |
|     |        | 避難判断水位  | 4.3 | 4.3      |
|     | 上島     | 氾濫危険水位  | 6.3 | 6.3      |
|     |        | 避難判断水位  | 5.1 | 5.7      |
|     | 大津     | 氾濫危険水位  | 3.4 | 3.2      |
|     |        | 避難判断水位  | 2.9 | 2.9      |
| 灘分  | 氾濫危険水位 | 4.6     | 4.6 |          |
|     | 避難判断水位 | 4.2     | 4.4 |          |
| 神戸川 | 古志原    | 氾濫危険水位  | 5.5 | 5.4      |
|     |        | 避難判断水位  | 4.8 | 5.0      |
|     | 馬木     | 氾濫危険水位  | 7.0 | 7.0      |
|     |        | 避難判断水位  | 5.6 | 6.3      |

単位：m

## ○江の川水系

| 河川名                | 観測所名   | 基準水位の種類 | 従前   | 現行(見直し後) |
|--------------------|--------|---------|------|----------|
| 江の川<br>(下流)<br>八東川 | 川平     | 氾濫危険水位  | 9.8  | 9.7      |
|                    |        | 避難判断水位  | 9.4  | 9.2      |
|                    | 谷住郷    | 氾濫危険水位  | 10.2 | 9.2      |
|                    |        | 避難判断水位  | 8.2  | 8.6      |
|                    | 川本     | 氾濫危険水位  | 9.4  | 8.6      |
|                    |        | 避難判断水位  | 7.0  | 8.0      |
|                    | 都賀     | 氾濫危険水位  | 8.1  | 7.5      |
|                    |        | 避難判断水位  | 6.7  | 7.0      |
| 大津                 | 氾濫危険水位 | 9.7     | 9.0  |          |
|                    | 避難判断水位 | 9.0     | 8.1  |          |

単位：m

## ○高津川水系

| 河川名   | 観測所名 | 基準水位の種類 | 従前  | 現行（見直し後） |
|-------|------|---------|-----|----------|
| 高津川   | 高角   | 氾濫危険水位  | 5.2 | 4.6      |
|       |      | 避難判断水位  | 4.4 | 4.2      |
|       | 神田   | 氾濫危険水位  | 5.7 | 6.4      |
|       |      | 避難判断水位  | 5.0 | 5.9      |
|       | 横田   | 氾濫危険水位  | 4.2 | 4.2      |
|       |      | 避難判断水位  | 4.0 | 3.7      |
| 高津川派川 | 高角   | 氾濫危険水位  | 5.2 | 4.6      |
|       |      | 避難判断水位  | 4.4 | 4.2      |
| 白上川   | 内田   | 氾濫危険水位  | 5.7 | 5.3      |
|       |      | 避難判断水位  | 3.9 | 4.4      |

単位：m

### ※1 避難判断水位

- 市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安

避難準備情報が発令されたら、避難に時間がかかる方は避難を開始する必要があります。

### ※2 氾濫危険水位

- 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位
- 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安

避難勧告が発令されたら、速やかに避難する必要がありますので、自治体から出される防災情報に注意してください。